

最高裁秘書第4073号

令和元年8月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

5月20日付け（同月22日受付、最高裁秘書第2747号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習生としての採用を希望する者に関する欠格事由調査の方法が書いてある文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である今後の司法修習生採用選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第6号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）